

報道関係者 各位

平成30年4月18日
(照会先)
年金給付部
給付企画グループ長 神 陽美
(電話直通 03-6892-0769)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

平成30年分扶養親族等申告書が未提出の方等への 再度のお知らせについて

平成30年分扶養親族等申告書が未提出の方等については、わかりやすい様式で再度のお知らせをすることとしておりましたが、本日から順次、別添のとおり

- ① 平成30年分公的年金等の扶養親族等申告書
- ② 記入方法のポイント
- ③ [平成30年分]扶養親族等申告書の作成と提出の手引き【再度のお知らせ】

を送付することとしましたので、お知らせします。

○ご照会先

本件に関するお客様からのお問い合わせは、「源泉徴収お問い合わせダイヤル」(フリーダイヤル)で承ります。

なお、平成30年4月21日(土)及び4月22日(日)についても、8時30分から17時00分までの間、開設いたしますので、ご案内いたします。

源泉徴収お問い合わせダイヤル：0120-051-217

受付時間 平日 8:30~17:00

4月21日(土)・4月22日(日) 8:30~17:00

※ 間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いがないようご注意ください。

以上

平成30年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

※単身者の方も含め、全ての方の提出が必要です。

提出期限

できるだけ速やかに
ご提出ください

QR

提出年月日 平成 年 月 日

1234 567890 8850
98765 43210 12345

A 受給者

氏名		1 本人障害 (該当なしの場合は 記入不要)	1. 普通障害 2. 特別障害
電話番号		2 寡婦・寡夫 (該当なしの場合は 記入不要)	1. 寡婦 2. 特別寡婦 3. 寡夫 (女性) (女性) (男性)
生年月日		3 本人所得 (該当なしの場合は 記入不要)	年間所得の見積額が 900万円を 超える 場合は右の欄に✓してください。

B 控除対象となる配偶者

4	源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5 配偶者の区分	6 配偶者障害 該当なしの場合 は記入不要	8 同居・別居 の区分
氏名	フリガナ 氏 名	配偶者の収入が年金のみで、 ・65歳以上の場合、年金額が 158万円以下の方 ・65歳未満の場合、年金額が 108万円以下の方 は右の欄に✓してください。 上記以外の方は、「手引き」を 参照し、右の欄に年間所得の 見積額をご記入ください。	1. 普通障害	1. 同居
続柄	1. 夫 2. 妻		万円	2. 特別障害
生年月日	1明 3大 5昭 7平 年 月 日	7 配偶者老人区分	2. 老人 配偶者の見積額が38万円以下 かつ70歳以上の場合に該当	

C 扶養親族等

9	控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	続柄	10 生年月日 種別	11 障害 該当なしの場合 は記入不要	12 同居・別居 の区分	13 年間所得 の見積額
氏名	フリガナ 氏 名	3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1明 3大 5昭 7平 年 月 日 1. 特定 2. 老人	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円 以下 38万円 超
氏名		3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1明 3大 5昭 7平 年 月 日 1. 特定 2. 老人	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円 以下 38万円 超

扶養親族等の3人目以降は裏面を確認、ご記入ください。

C 扶養親族等

9	控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※		続柄	生年月日		11 障害 該当なしの場合は記入不要	12 同居・別居の区分	13 年間所得の見積額
	氏名	氏名		10 種別	年月日			
氏名	フリガナ		3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1明 3大 5昭 7平	年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円以下 38万円超
氏名			3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1明 3大 5昭 7平	年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円以下 38万円超
氏名			3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1明 3大 5昭 7平	年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円以下 38万円超
氏名			3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1明 3大 5昭 7平	年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円以下 38万円超
氏名			3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1明 3大 5昭 7平	年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円以下 38万円超
氏名			3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1明 3大 5昭 7平	年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円以下 38万円超
氏名			3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1明 3大 5昭 7平	年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円以下 38万円超
14	普通障害者 および特別 障害者の人数 本人を除く	普通障害 人 特別障害（同居） 人 特別障害（別居） 人	15 摘要					

控除対象となる配偶者、扶養親族がいる場合、対象者の氏名および個人番号(マイナンバー)を⑮摘要欄に記入してください。マイナンバーが確認できる書類の添付は必要ありません。マイナンバーの記入がない場合でも、扶養親族等申告書が提出されたものとして源泉徴収税額の計算を行います。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長
法人番号 6000012070001

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載を兼ねています。

〒XXXX-XXXX

宛先住所



宛先 氏名 様

ご記入の際は、「扶養親族等申告書の手引き」をお読みください。



ご注意ください

- 扶養親族等申告書をご提出いただいておりますので、所得税法の規定により、現在、10.21%の税率がかかっています。
- 扶養親族等申告書をご提出いただくことで、税率が5.105%になり、該当する控除が受けられます。

記入方法のポイント

- ✓ 黄色く塗られた欄（ご氏名欄、本人所得欄、配偶者の区分欄、扶養親族の年間所得見積額欄）をご記入ください。
- ✓ あらかじめ記載されている配偶者・扶養親族をご確認（誤りがある場合には訂正）ください。
- ✓ あらかじめ記載されている扶養親族以外にも扶養親族がいる場合はご記入をお願い致します。
- ✓ 同封の封筒に切手を貼ってポストに投函してください。

※本状と行き違いで申告書をご提出いただいた場合は、なにとぞご容赦ください。

詳しくは、この手引きをご覧ください。

【平成30年分】扶養親族等申告書の作成と提出の手引き【再度のお知らせ】

扶養親族等申告書とは

- 扶養親族等申告書は、老齢年金に課税される所得税および復興特別所得税の計算を行うために必要なものです。
- 扶養親族等申告書をご提出いただいておりますので、所得税法等の規定により、現在、10.21%の税率がかかっています。
- 扶養親族等申告書をご提出いただくことで、税率が5.105%になり、該当する控除が受けられます。
- 手引きをよく読んで、**できるだけ4月中に提出してください。4月末日までにご提出いただければ、申告書の内容を正確に反映した源泉徴収を行い6月支払いでこれまでの分も含めて調整いたします。**
- それ以降に提出された方も順次支払い月で調整いたします。**
- 控除対象となる配偶者や扶養親族がない場合でも、税率が5.105%になりますので、**必ず提出してください。**

記入例は3・4ページをご覧ください。

年金にかかる源泉徴収税額について

扶養親族等申告書を提出した場合（1円未満切捨て）

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{年金支給額} - \text{社会保険料} - \text{各種控除額}) \times \text{所得税率}^* (5.105\%)$$

扶養親族等申告書を提出しなかった場合（1円未満切捨て）

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{年金支給額} - \text{社会保険料} - (\text{年金支給額} - \text{社会保険料}) \times 25\% \} \times \text{所得税率}^* (10.21\%)$$

※計算式内の「社会保険料」とは、年金から特別徴収された介護保険料および国民健康保険料（または後期高齢者医療保険料）の合計額です。

※所得税率には復興特別所得税を含みます。

※退職共済年金受給者の方は、計算式が異なりますので、日本年金機構ホームページをご確認ください。

記入方法のポイント

- ✓ 黄色く塗られた欄（氏名欄、本人所得欄、配偶者の区分欄、扶養親族の年間所得の見積額欄）をご記入ください。
- ✓ あらかじめ記載されている配偶者・扶養親族をご確認（誤りがある場合には訂正）ください。
- ✓ あらかじめ記載されている扶養親族以外にも扶養親族がいる場合はご記入をお願い致します。
- ✓ 同封の封筒に切手を貼ってポストに投函してください。

提出にあたって

- この申告書に他の手続きの届出書、お手紙、障害状態確認書類（障害者手帳のコピー）、切手、返信用封筒等を同封されても対応できませんので、入れないでください。

ご提出にあたりご不明な点は、
『日本年金機構ホームページ』または『源泉徴収お問い合わせダイヤル』へ！

『日本年金機構ホームページ』 <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

*日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書の具体的な記入方法、扶養親族等申告書に関するQ&Aや、お近くの年金事務所の所在地などをご覧ください。

源泉徴収お問い合わせダイヤル：0120-051-217

受付時間 平日 8:30～17:00

*フリーダイヤルは当面受け付けておりますが、その終了時期については、改めて日本年金機構ホームページでお知らせいたします。

『平成30年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入方法

Step①

- 提出年月日を記入
- 氏名欄に署名、**必ず押印**

氏名、生年月日を確認し、別人のものでないことを確認して記入ください。
代理の方が記入される場合は、裏面の摘要欄に代筆した旨と代筆者氏名を記入してください。

Step②

○A欄を確認

3ページ以降をご覧ください、「本人障害」「寡婦・寡夫」「本人所得」欄を確認ください。

平成29年分に申告書を提出されている場合、29年分の申告内容を予め印刷しています。変更がないか確認してください。変更がある場合は二重線で抹消、訂正をお願いします。
該当しない場合は記入不要です。※

Step③

○B欄を確認

3ページの記入例と5ページをご覧ください、配偶者の氏名等を確認ください。

平成29年分に申告書を提出されている場合、29年分の申告内容を予め印刷しています。変更がないか確認してください。変更がある場合は二重線で抹消、訂正をお願いします。
変更がない場合、下記「配偶者の区分」欄のみ記入してください。※

○「配偶者の区分」を記入

いずれかに✓又は配偶者の年間所得の見積額を記入してください。

**控除対象となる配偶者（法律婚に限る）がいる場合、必ず記入してください。
所得見積額の計算方法は7、8ページをご覧ください。**

Step④

○C欄を確認

3、4ページの記入例と5ページをご覧ください、扶養親族等の氏名等を確認ください。

平成29年分に申告書を提出されている場合、29年分の申告内容を予め印刷しています。変更がないか確認してください。変更がある場合は二重線で抹消、訂正をお願いします。
変更がない場合、下記「年間所得の見積額」欄のみ記入してください。※

○「年間所得の見積額」を記入

7、8ページの所得計算方法をご覧ください、扶養親族の所得額が該当する項目いずれかを○で囲んでください。

○摘要欄を記入

控除対象となる配偶者、扶養親族がいる場合、対象者の氏名および個人番号（マイナンバー）を記入してください。

マイナンバーが確認できる書類の添付は必要ありません。

マイナンバーの記入がない場合でも、扶養親族等申告書が提出されたものとして源泉徴収税額の計算を行います。

その他摘要欄に記入が必要な事項は4ページをご参照ください。

※ 平成29年分の申告書を提出していない等により、記載事項が予め印刷されていない場合には、追加記入してください。

Step⑤

○同封の返信用封筒に切手を貼って提出

お近くの年金事務所でも受け付けております。

返信用封筒の郵便番号は通常の杉並区の郵便番号と異なる専用の番号を使用しています。

法令上受給者が提出することが規定されているため、切手は受給者のご負担でお願いしています。

○B、C欄の記入が不要な場合

控除対象とする配偶者、親族がない場合、B、C欄の記入は不要です。

会社等に勤務し、そこから支払われる給与にかかる申告書で配偶者・扶養親族に関する内容を会社等に申告する場合、申告書のB、C欄を記入する必要はありません。

『平成30年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

表面

平成30年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

提出期限
できるだけ速やかに
ご提出ください

提出年月日 平成30年4月27日
1234 567890 8850
98765 43210 12345

A 受給者

氏名	ネンキン タロウ 年金 太郎	1 障害 1. 普通障害 2. 特別障害
電話番号	03-xxxxx-xxxx	2 寡婦 1. 寡婦 2. 特別寡婦 3. 寡夫 (女性) (女性) (男性)
生年月日	昭和 25年 11月 30日	3 所得 年間所得の見積額が900万円を 超える場合は右の欄に✓してください。

B 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5 配偶者の区分	6 配偶者障害 1. 普通障害 2. 特別障害	8 別居区分 1. 同居 2. 別居
氏名 フリガナ ネンキン ヨシコ 氏名 年金 好子	配偶者の収入が年金のみで、 ・65歳以上の場合、年金額が 158万円以下の方 ・65歳未満の場合、年金額が 108万円以下の方 は右の欄に✓してください。 上記以外の方は、「手引き」を 参照し、右の欄に年間所得の 見積額をご記入ください。	7 配偶者老人区分 2. 老人 配偶者の見積額が38万円以下 かつ70歳以上の場合に該当	
続柄 1. 夫 2. 妻	万円		
生年月日 19 3大 20 7年 20 年 7月 24日			

C 扶養親族等

9 控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	10 続柄 種別	11 障害	12 同居	13 所得
氏名 フリガナ ネンキン トモフミ 氏名 年金 智史	3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族 11年5月3日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円以下 38万円超
氏名 ネンキン トミコ 氏名 年金 登美子	3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族 11年12月8日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円以下 38万円超

扶養親族等の3人目以降は裏面を確認、ご記入ください。

提出年月日を記入

A 欄

受給者欄
署名、捺印して
ください。

本人の年間所得
見積額が900万円
を超える場合✓

B 欄

配偶者欄
✓又は
配偶者の年間所得
見積額を記入

C 欄

扶養親族等欄
年間所得見積額
が該当する方を
○で囲んでくだ
さい。

変更がある場合、印刷されている部分
を二重線で抹消し、変更後の申告内容
を記入してください。

裏面

裏面

C 扶養親族等

9	控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※		続柄	11		12	13
	氏名	氏名		生年月日	種別		
	ネンキン	ハナヨ	3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1月 3大 5月 7年 35年 1月 9日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円以下 38万円超
	氏名	氏名		年月日			
	氏名	氏名		年月日			
	氏名	氏名		年月日			
	氏名	氏名		年月日			
	氏名	氏名		年月日			
14	普通障害 1人 特別障害(同居) 1人 特別障害(別居) 1人	15	年金大部 身体障害者手帳(1級 平成22年4月1日交付) 年金好子 マイナンバー 1111111111 年金智史 身体障害者手帳(4級 平成29年9月1日交付) 住所は 東京都 ○○市△△町××丁目○番地 マイナンバー 222222222222 年金登美子 マイナンバー 333333333333 年金華代 マイナンバー 444444444444				

控除対象となる配偶者、扶養親族がいる場合、対象者の氏名および個人番号(マイナンバー)を(付随要欄)に記入してください。マイナンバーが確認できる書類の添付は必要ありません。マイナンバーの記入がない場合でも、扶養親族等申告書が提出されたものとして源泉徴収税額の計算を行います。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長
法人番号 6000012070001

〒XXXX-XXXX
杉並区 高井戸西 x-○○-△△

年金 太郎 様

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載を兼ねています。

ご記入の際は、「扶養親族等申告書の手引き」をよくお読みください。

3人目以降の扶養親族等欄

3人以上の扶養親族等を申告している場合は裏面の内容を確認、該当の年間所得見積額を○で囲む。

扶養親族の追加を行う場合は、氏名等を記入。

障害者の人数(本人は除く)を記入。

摘要欄

以下の内容を記入してください。

- 配偶者、扶養親族のマイナンバー
(記入がない場合であっても、扶養親族等申告書が提出されたものとして源泉徴収税額の計算を行います。)
- 別居の方の氏名と住所
- 非居住(国内に住所を有しない方)の場合、氏名、非居住である旨と住所
- 障害者の場合、身体障害者手帳等の名称、等級、交付日
- 寡婦(寡夫)の場合、子の所得額等

記入項目について

① 本人障害 (6ページ⑦もご覧ください。)

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害いずれか、該当する文字を○で囲んでください。

該当する場合は、申告書裏面「摘要」欄に受給者の氏名、**身体障害者手帳等の種類（名称は正確に記入してください。）**と交付年月日、障害の等級などを記入してください。

提出する際は、障害を示す書類は入れないでください。

② 寡婦・寡夫 (6ページ⑦もご覧ください。)

受給者が、寡婦・特別寡婦・寡夫のいずれかに該当する場合は、該当する文字を○で囲んでください。

提出する際は、寡婦・特別寡婦・寡夫を示す書類は入れないでください。

該当する場合には申告書裏面「摘要」欄へ6ページの⑤の記入が必要です。

③ 本人所得

本人の年間所得見積額が900万円を超える場合、チェックしてください。

④ 控除対象となる配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者（法律婚に限る）の氏名、続柄、生年月日を記入してください。

⑤ 配偶者の区分 (7ページもご覧ください。)

配偶者がいる場合、記載されている収入額以下の場合にはチェックを、それ以外の場合には年間所得見積額を必ず記入してください。

計算の結果、所得の見積額がマイナスとなった場合は、0万円と判断してください。

⑥ 配偶者障害 (6ページ⑦もご覧ください。)

上記①をご覧ください。

配偶者が障害者に該当する場合であっても、配偶者の所得見積額が38万円を超えている場合は、障害者控除を受けることができません。

⑦ 配偶者老人区分

配偶者が70歳以上の場合、「2. 老人」を○で囲んでください。

老人控除対象配偶者（70歳以上・昭和24年1月1日以前に生まれた方）を「2. 老人」と省略して記載しています。

⑧ 同居・別居の区分

受給者または他の扶養親族と同居している場合は「同居」、別居している場合は「別居」を○で囲んでください。

「別居」の場合は、「摘要」欄に別居している方の氏名と住所を記入してください。なお、別居している方が国外にお住まいの場合は、6ページ⑦「国外にお住まいの扶養親族等がいる場合」をご覧ください。

⑨ 控除対象扶養親族または扶養親族

控除対象扶養親族（16歳以上・平成15年1月1日以前に生まれた方）および扶養親族（16歳未満・扶養親族のうち、平成15年1月2日以降に生まれた方）の氏名、続柄、生年月日を記入してください。

※受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が38万円以下の方が対象となります。

⑩ 特定・老人の種別 (6ページ⑦もご覧ください。)

該当する文字を○で囲んでください。

特定扶養親族を「1. 特定」老人扶養親族を「2. 老人」と省略して記載しています。

⑪ ⑫ 障害、同居・別居の区分

左記①⑧をご覧ください。

⑬ 年間所得の見積額

扶養親族の平成30年の年間所得見積額が38万円以下となるか、38万円を超えるか、いずれかにチェックをしてください。

38万円を超える場合は控除の対象とはなりません。

計算の結果、所得の見積額がマイナスとなった場合は、0万円と判断してください。

⑭ 普通障害者および特別障害者の人数

- 普通障害者 ⇒ 「普通障害」
- 同居特別障害者（※） ⇒ 「特別障害（同居）」
- 同居以外の特別障害者 ⇒ 「特別障害（別居）」

に該当する方の人数（**本人は含みません**）を、それぞれ記入してください。

※「同居特別障害者」とは、同一生計配偶者または扶養親族のうち特別障害者に該当する方で、受給者本人、その配偶者または受給者本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方をいいます。

⑮ 「摘要」欄

控除対象となる配偶者、扶養親族がいる場合、対象者の氏名および個人番号（マイナンバー）を記入してください。

マイナンバーが確認できる書類の添付は必要ありません。

配偶者、扶養親族等のマイナンバーの記入がない場合であっても、扶養親族等申告書が提出されたものとして源泉徴収税額の計算を行います。

用語などについて

㊦ 「普通障害者」「特別障害者」とは

所得税上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます。代表的な例は次のとおりです（その他については税務署に確認いただくか、『日本年金機構ホームページ』をご覧ください）。

障害の内容	1. 普通障害者	2. 特別障害者
精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が3級から6級の方	障害の程度が1級または2級の方

㊧ 「寡婦」（女性）、「特別寡婦」（女性）、「寡夫」（男性）とは

受給者本人が、夫や妻と死別、もしくは離婚した後に再婚していない方、または夫や妻の生死が明らかでない方で受給者本人の所得が一定の要件に該当する方をいいます。詳しくは下表をご参照ください。

受給者本人の性別	扶養親族等の要件	死別・離婚・生死不明の別	受給者本人の所得要件	区分
女性	扶養親族である子がいる	死別・離婚・生死不明	500万円以下 500万円超	特別寡婦
	扶養親族(子以外)がいる 所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子(※)がいる 扶養親族や生計を一にする子がない	死別・離婚・生死不明	要件なし	寡婦
	扶養親族や生計を一にする子がない	死別・生死不明	500万円以下	
男性	所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子(※)がいる	死別・離婚・生死不明	500万円以下	寡夫

※「子」は、他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされていない方に限られます。

㊨ 「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは

「特定扶養親族」とは、平成8年1月2日から平成12年1月1日までに生まれた控除対象扶養親族のことをいいます。
「老人扶養親族」とは、昭和24年1月1日以前に生まれた控除対象扶養親族をいいます。

「摘要欄」に記入いただく場合

㊩ 該当する場合にはそれぞれの場合に応じて、「摘要」欄に下記の事項を記入してください。

「1. 寡婦」の場合

- ・死別・離婚・生死不明の別
- ・扶養親族または生計を一にする子がいる場合、扶養親族またはその子の氏名および平成30年中の所得の見積額
- ・扶養親族または生計を一にする子がない場合、受給者本人の平成30年中の所得の見積額。

「2. 特別寡婦」の場合

- ・死別・離婚・生死不明の別
- ・扶養親族である子の氏名および平成30年中の所得の見積額
- ・受給者本人の平成30年中の所得の見積額

「3. 寡夫」の場合

- ・死別・離婚・生死不明の別
- ・生計を一にする子の氏名および平成30年中の所得の見積額
- ・受給者本人の平成30年中の所得の見積額

㊪ 他の所得者が控除を受ける扶養親族等がいる場合

同一生計内に所得者が2人以上いるときは、扶養親族等を他の所得者の扶養親族としたり、またその生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、摘要欄にその方とその方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の氏名、あなたから見た続柄、生年月日、住所を記入してください。

㊫ 国外にお住まいの扶養親族等がいる場合

控除対象となる配偶者または扶養親族が非居住者(※¹)の場合は、「摘要欄」にその方の氏名、住所、非居住者である旨を記入し、親族関係書類(※²)を申告書と一緒に封筒に入れて提出してください。

※¹ 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方をいいます。

※² 「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要になります。

① 戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し

② 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります。）

「本人所得」および「配偶者の区分」について

<平成30年以後の配偶者控除等（源泉徴収時）の要件>

		配偶者所得		
		38万円以下	38万円超～85万円以下	85万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除 ※1	
	900万円超	障害者控除 ※2		控除対象外 ※3

※1：配偶者が70歳以上である場合又は障害者である場合であっても、控除額の加算はありません。

※2：配偶者が障害者でない場合には、控除の対象となりません。

※3：上記に当てはまらない場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が123万円以下の場合には、確定申告を行うことにより、配偶者（特別）控除が受けられます。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

「年間所得の見積額」の計算方法

所得見積額は収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の収入がある方は種類ごとの所得見積額を合計してください。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

㊦ 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額（A）」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

障害年金、遺族年金は非課税所得のため対象となる所得の見積額には含みません。

公的年金等控除額は、下表のように年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

年金を受け取る人の年齢	その年に受け取る年金額（A）	公的年金等控除額
65歳未満 （昭和29年1月2日以後生まれ）	130万円未満	70万円
	130万円以上410万円未満	$(A) \times 25\% + 37万5千円$
	410万円以上770万円未満	$(A) \times 15\% + 78万5千円$
	770万円以上	$(A) \times 5\% + 155万5千円$
65歳以上 （昭和29年1月1日以前生まれ）	330万円未満	120万円
	330万円以上410万円未満	$(A) \times 25\% + 37万5千円$
	410万円以上770万円未満	$(A) \times 15\% + 78万5千円$
	770万円以上	$(A) \times 5\% + 155万5千円$

《計算例1》65歳未満の方で受け取っている年金額が65万円の場合

65万円（受け取る年金額）－70万円（公的年金等控除額）＝0万円（年間所得の見積額）
* マイナスとなった場合は所得額は0円となります。

《計算例2》65歳以上の方で受け取っている年金額が145万円の場合

145万円（受け取る年金額）－120万円（公的年金等控除額）＝25万円（年間所得の見積額）

① 収入が給与の場合の計算方法

「給与の収入金額（B）」－「給与所得控除額」＝「給与所得の金額」

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額（B）	給与所得控除額
180万円以下	$(B) \times 40\%$
	上記金額が65万円に満たない場合は65万円
180万円超360万円以下	$(B) \times 30\% + 18$ 万円
360万円超660万円以下	$(B) \times 20\% + 54$ 万円
660万円超1,000万円以下	$(B) \times 10\% + 120$ 万円
1,000万円超	220万円

《計算例》給与の収入金額が90万円の場合

90万円（給与の収入金額）－65万円（給与所得控除額）＝25万円（年間所得の見積額）

② 収入が公的年金等・給与以外の場合

所得の種類ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額（非課税所得は含みません。）
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額－必要経費
事業所得	総収入金額－必要経費
譲渡所得	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額
退職所得	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定役員退職手当以外の場合：（収入金額－退職所得控除額）× 1 / 2 ● 特定役員退職手当の場合：収入金額－退職所得控除額
山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
雑所得 （公的年金等以外）	総収入金額－必要経費